

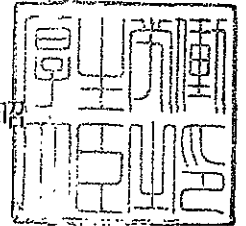
厚生労働省発職 0323 第 1 号

平成 22 年 3 月 23 日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（案）（職業能力開発局関係）

※ キャリア形成促進助成金の改正

- 訓練等支援給付金及び中小企業雇用創出等能力開発助成金について助成率を上乘せする暫定措置に関し、暫定期間（平成二十二年三月三十一日まで）終了に伴い関係規定を削除すること。

※ 認定訓練助成事業費補助金の改正

- 認定訓練助成事業費補助金について実習併用職業訓練を振興するために都道府県が要する経費の一部を補助する暫定措置に関し、暫定期間（平成二十二年三月三十一日まで）終了に伴い関係規定を削除すること。

- この省令は、平成二十二年四月一日から施行するものとする。

- この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

- その他所要の規定の整備を行うものとする。